

科目別 択一 プラクティス

基本テキストを通読しただけでは理解しにくい箇所や、わかっているつもりになっているがしっかりと理解できていないことが多い箇所について、毎月1科目、五肢択一式問題演習の形式で詳しく解説します。さらに重要なポイントは動画で解説！

第7回／全8回



社会保険労務士
山川 靖樹
(山川社労士予備校)

健康保険法

〔問 1〕 健康保険法に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- A 適用事業所に使用され、かつ、適用除外に該当しない者であっても、70歳以上であるときは、厚生労働大臣の認可を受けなければ、被保険者となることができない。
- B 臨時的事業の事業所に6か月の期間を定めて使用される者が当該期間を超えて引き続き使用されるに至った場合、他の要件を満たす限り、その超えるに至った日から被保険者となる。
- C 1週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者の1週間の所定労働時間の4分の3未満である短時間労働者であって、1週間の所定労働時間が20時間未満のものは、高等学校の生徒又は大学の学生ではない場合でも、被保険者となることができない。
- D 被保険者（日雇特例被保険者を除く。）の資格を喪失した者が任意継続被保険者となるには、当該被保険者の資格の喪失の日の前日まで継続して2年以上被保険者（日雇特例被保険者、任意継続被保険者又は共済組合の組合員である被保険者を除く。）であったことが必要である。
- E 被保険者（日雇特例被保険者を除く。）の資格を喪失した者が任意継続被保険者となるには、当該被保険者の資格の喪失の日から2か月以内に保険者に申し出なければならない。

■ 詳細レクチャー ■

(1) 当然被保険者（法3条1項）

条文

この法律において**当然被保険者**とは、適用事業所に使用される者であって、適用除外に該当しないものをいう。

Advance

□次のいずれかに該当する者は、**日雇特例被保険者**となる場合を除き、被保険者**となることができません**。

原則（被保険者とならない）	例外（被保険者となる）
<p>船員保険の被保険者</p>	<p>船員保険法に規定する疾病任意継続被保険者（この者が適用事業所に使用されるに至った場合は健康保険の被保険者となる）</p>
<p>臨時に使用される者であって、次に掲げるもの</p> <p>イ) <u>日々雇い入れられる者</u></p> <p>ロ) <u>2か月以内の期間</u>を定めて使用される者であって、当該定めた期間を超えて使用されることが見込まれないもの</p>	<p>a) イ)に掲げる者にあつては1か月を超え引き続き使用されるに至った場合</p> <p>b) ロ)に掲げる者にあつては定めた期間を超え引き続き使用されるに至った場合</p> <p>該当するに至った日に被保険者となる。</p>
<p>季節的業務に使用される者</p>	<p>継続して4か月を超えて使用されるべき場合は、<u>初めから</u>被保険者となる。</p>
<p>臨時的事業の事業所に使用される者</p>	<p>継続して6か月を超えて使用されるべき場合は、<u>初めから</u>被保険者となる。</p>
<p>事業所で所在地が一定しないものに使用される者</p>	
<p>国民健康保険組合の事業所に使用される者</p>	
<p>後期高齢者医療の被保険者等</p>	
<p>厚生労働大臣、健康保険組合又は共済組合の承認を受けた者（健康保険の被保険者でないことにより国民健康保険の被保険者であるべき期間に限る）</p>	
<p>事業所に使用される者であって、その1週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者の1週間の所定労働時間の4分の3未満である短時間労働者又はその1か月の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の1か月の所定労働日数の4分の3未満である短時間労働者に該当し、かつ、下記イ)からハ)までのいずれかの要件に該当するもの</p>	<p>左欄の4分の3基準を満たさない者であっても、次のa)からd)までの4つの要件を満たすものは被保険者として取り扱う。</p> <p>a) イ)が20時間以上であること</p> <p>b) ロ)が88,000円以上であること</p> <p>c) ハ)に該当しないこと</p> <p>d) 特定適用事業所（従業員規模51人以上の事業所等）に使用されていること</p>